

1 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）は、「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与すること」を目的としています。

大規模小売店舗は生活空間から一定の範囲内に存在する施設であり、不特定多数の来客や物流等を伴うため、周辺地域に交通問題等の影響を及ぼす可能性のある施設といえます。このような観点から、大規模小売店舗の出店や変更がその周辺地域の生活環境を保持して地域社会との融和を図りながら、適正に行われるための手続や配慮すべき事項を定めています。

1 手続きの概要

(1) 届出者

大規模小売店舗の建物の所有者を設置者といい、法に基づく届出を行う主体となります。建物の賃借権のみを有する者等は含まれません。また設置者が複数いる場合は、設置者全員による届出が必要となります。

(2) 届出の種類

① 新設の届出…法第 5 条第 1 項

店舗面積 1,000 m²以下の店舗を増床し、1,000 m²を超えるよう変更する場合を含む。

② 変更の届出

ア 立地法店舗に係る変更の届出…法第 6 条第 1 項及び第 2 項

イ 既存店に係る届出…法附則第 5 条第 1 項

※ 立地法店舗とは、法に基づく届出を行った店舗。

※ 既存店とは、大店法（旧法）の手続により開店した店舗であって大規模小売店舗立地法に基づく届出を一度もしていない店舗及び生活協同組合、農業協同組合に係る大規模小売店舗。

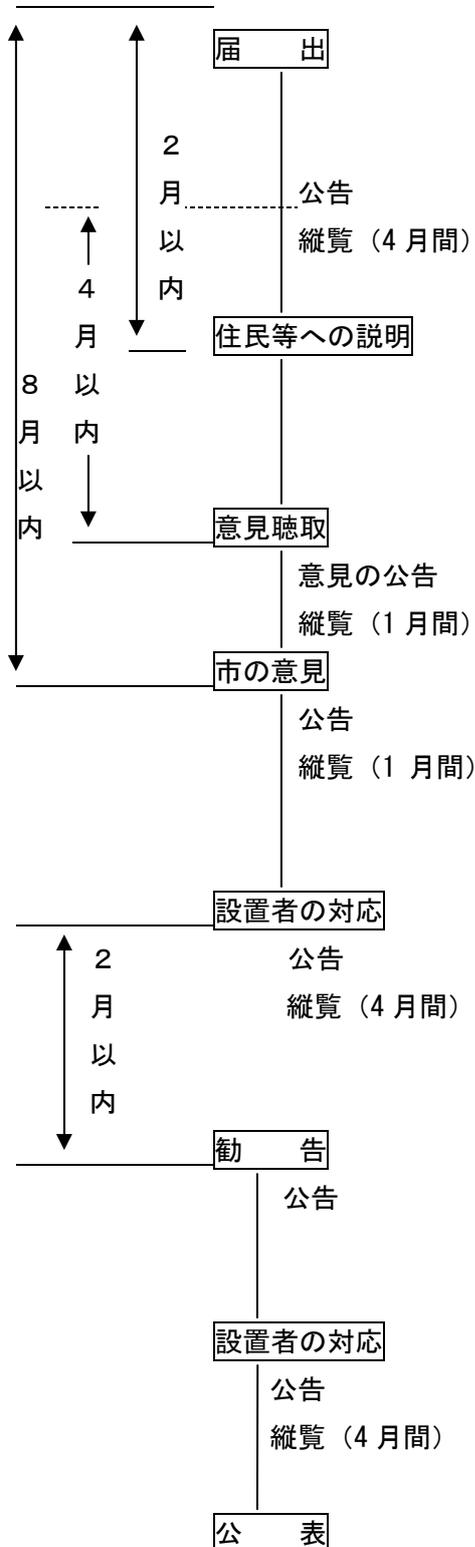
③ 廃止の届出…法第 6 条第 5 項

店舗面積を 1,000 m²以下に変更する場合を含む。

④ 承継の届出…法第 11 条第 3 項

手 続 きの 流 れ

○新設、変更（法第6条第2項、法附則第5条第1項）



・大規模小売店舗の新設、増床、施設の配置又は運営方法の変更をする場合は、市に届け出る。

・届出者は、届出の日から2月以内に届出内容を周知させる説明会を開催する（本市では1月以内の開催を求めている。）

・住民等は、届出の公告の日から4月以内に書面により市に意見を述べることができる。

・市は、届出の日から8月以内に、届出者に対し意見を述べる。意見なしの場合はその旨を通知する。
（意見なしの場合は、この通知がされた時点で店舗の新設及び変更事項の実施が可能となる。）

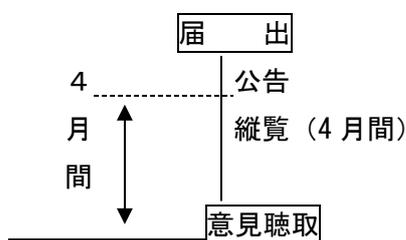
・市が意見を述べた場合は、届出者は市の意見に対する対応として変更届又は変更しない旨の通知を提出する。
（この届出又は通知から2月を経過した後でなければ開店及び変更事項の実施はできない。）

・市は、変更届又は変更しない旨の通知から2月以内に届出者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

・設置者は、勧告に対する届出事項の変更届を提出する。

・設置者が勧告に従わなかったときは、市はその旨を公表する。

○変更（法第6条第1項）



・住民等は、届出の公告の日から4月以内に書面により市に意見を述べる事ができる。

(3) 新設の届出

- ① 届出書の様式 大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）様式第1
- ② 届出書の提出部数 内容に応じて市が指示する部数
 - ※ 必要に応じて副本の提出部数を変更することがあります。
 - ※ 副本に添付する添付書類のうち省略できるものについては、別途指示します。
- ③ 添付書類
 - ア 規則第4条第1項に定める事項（下記参照）を記載した書類
 - イ その他届出内容を審査するために市が求める書類

<施行規則第4条第1項に定める事項>

1. 法人にあってはその登記簿の謄本
2. 主として販売する物品の種類
3. 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
4. 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
5. 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
6. 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
7. 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
8. 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
9. 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面
10. 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
11. 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
12. 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及び算出根拠

(4) 変更の届出

① 届出の区分

変更事項	立地法店舗	既存店
店舗の名称、設置者の名称、 小売業者等	届出が必要 (法第6条第1項)	届出不要
店舗面積、駐車場等の施設の配 置、営業時間等の運営方法等	届出が必要 (法第6条第2項)	届出が必要 (法附則第5条第1項)
③エに掲げる事項	届出不要	届出が必要 (法附則第5条第1項)

※ 既存店が一度大規模小売店舗立地法による届出をすると立地法店舗となりますのでご注意ください。

② 法第6条第1項による変更の届出

ア 届出書の様式 規則 様式第2

イ 届出書の提出部数 変更内容に応じて市が指示する部数

ウ 添付書類

(ア) 変更事項を確認できる書類(設置者の名称変更:登記簿謄本)

(イ) 小売業者を変更する場合

- ・ 主として販売する物品の種類
- ・ 建物内の小売業者の配置を示す図面

③ 法第6条第2項による変更の届出

ア 届出書の様式 規則 様式第3

イ 届出書の提出部数 変更内容に応じて市が指示する部数

ウ 添付書類

新設届出における添付書類((3)③参照)のうち変更する事項に関係するもの(変更前後の状況等が明らかとなるようにしてください。)

※ 副本に添付する添付書類のうち省略できるものについては、別途指示します。

エ 法第6条第2項による届出が不要な変更

(ア) 一時的な変更を行う場合

一時的な変更とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいいます。例えば、事故や災害による開店時刻・閉店時刻の変更、道路工事に伴う駐車場出入口の位置等の変更が、これに当たります。

(イ) 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行う場合

(ウ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる場合

(エ) 大規模小売店舗内の店舗面積の増加であって、増加する店舗面積が次のいずれをも超えない場合

- ・ 増加前の店舗面積の合計の1割に相当する面積
- ・ 1,000 m²

(オ) 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させる場合

(カ) 荷さばき施設の面積を増加させる場合

(キ) 廃棄物等の保管施設の容量を増加させる場合

(ク) 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行う場合

④ 法附則第5条第1項による変更の届出

ア 届出書の様式 規則 様式第8

イ 届出書の提出部数 変更内容に応じて市が指示する部数

ウ 添付書類

新設届出における添付書類((3)③参照)のうち変更する事項に係るもの(変更前後の状況等が明らかとなるようにしてください。)

※ 副本に添付する添付書類のうち省略できるものについては、別途指示します。

エ 注意事項

③エ「法第6条第2項による届出が不要な変更」に該当する変更であっても、届出が必要となります。

(5) 廃止の届出

① 届出書の様式 規則 様式第4

② 届出書の提出部数 2部(正本1部、副本1部)

③ 添付書類 廃止後の店舗部分を示した図面(店舗面積を0 m²とする場合を除く)

(6) 承継の届出

① 届出書の様式 規則 様式第7

② 届出書の提出部数 2部(正本1部、副本1部)

③ 添付書類 承継があったことを証する書類

2 法における用語の定義

(1) 「小売業」

日本標準産業分類に定められる小売業をいいますが、飲食店業は含まず、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等の物品加工修理業を含みます。

(2) 「小売業を行う」

物品を反復継続して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。営利目的を持って行うか否か問わないため、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

(3) 「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に供されるものをいいます。

(4) 「床面積」

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号）

(5) 「大規模小売店舗」

一の建物（一の建物として大規模小売店舗立地法施行令（平成 10 年政令第 327 号。以下「政令」という。）で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル又は法第 3 条第 2 項に定める基準面積を超えるものをいいます。

なお、政令で定める一の建物は次のとおりです。

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- ② 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- ③ 一の建物とその附属建物をあわせたもの

(6) 「店舗面積」

小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。

① 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義
売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は売場とみなす。
ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
サービス施設	手荷物一時預かり所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

② 店舗面積に含まない部分

部分名	定義
階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段に挟まれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。

エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし店舗面積に含まない。
エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用しない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接の小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
文化催事場	展覧会等の文化催事のためのみに供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
公衆電話室	公衆電話を設置してある場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取扱うものとする。

屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取扱うものとする。
はね出し下、 軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取扱うものとする。

(注1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

(注2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。